

公益法人取手市医師会取手北相馬保健医療センター医師会病院
医療廃棄物収集運搬業務委託仕様書

1. 総括

この仕様書は、公益社団法人取手市医師会 取手北相馬保健医療センター医師会病院(以下、「本院」という。)における医療廃棄物の収集運搬処理に関し、適正に業務を履行するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務名称

医療廃棄物収集運搬処理業務

3. 排出事業者

施設名 公益社団法人取手市医師会 取手北相馬保健医療センター医師会病院

所在地 茨城県取手市野々井 1926

4. 業務履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容及び排出予定量

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）その他関係法令に基づき、本院指定場所（一般・医療ゴミ庫等）から医療廃棄物を適正に収集運搬処理する。

医療廃棄物の種別及び年間排出予定量は下記のとおりとする。

作業に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、電子マニフェストシステムにより適正に処理すること。

項目	容器	容量	年間排出予定量
感染性廃棄物	プラスチック容器	20L	4800 kg
	プラスチック容器	40L	10,000 kg
	プラスチック容器	50L	5,500 kg
	ダンボール容器	60L	14,000 kg
	ダンボール容器	80L	0 kg
非感染性廃棄物	青色ビニール袋	70L	36,000 kg

6. 収集日及び収集時間

収集日及び収集時間については、週 3 回以上とし本院指定場所の集積状況に応じ、本院と協議の上で決定すること。

7. 許可証等の提出

受託者は、廃棄物処理法第 14 条の 4 に規定する許可証（写し可）を本院に届け出ること。

8. 業務体制

(1) 業務従事者の配置

- ア 受託者は、業務遂行上支障をきたさないように常に業務量を勘案し、業務を習熟した業務従事者を適当数配置すること。
- イ 業務従事者が未経験者又は経験が浅いものである時は、事前に十分な業務研修を受けさせること。

(2) 業務の規律

- ア 患者は、来院者等に対しては親切丁寧な対応を心がけること。
- イ 作業は、患者及び来院者等並びに診療に支障のないように行うとともに安全に配慮すること。
- ウ 事件事故等、非常の事態が発生した場合は直ちに本院に報告するとともに適切に対応すること

9. 個人情報保護及び秘密の保持

受託者は、業務処理上知り得た情報及び個人情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。これは契約終了後も同様とする。

10. 損害賠償責任

受託者は、業務の遂行において、業務怠慢、故意又は重大な過失により、本院又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11. 契約の解除

本院は、受託者が本仕様書に記載されている事項を誠実に履行しないと認めた場合は、契約期間中であっても契約を解除できる。

12. その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、関連する法令を遵守して行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、本院と協議の上、決定する。